

運搬費および準備費の設計変更

1 本工事は、「共通仮設費（率分）のうち運搬費及び準備費」の下記に示す経費（以下「実績変更対象経費」という。）について、工事実施にあたって積算額と実際の費用に乖離が生じた場合は、実績変更対象経費の支出実績を踏まえて最終精算変更時点で設計変更することができる。

運搬費：建設機械の運搬費

準備費：伐開・除根・除草費

2 受注者は、下記割合を参考にして、実績変更対象経費に係る費用の内訳について設計変更の協議ができるものとする。

(1) 共通仮設費（率分）に占める運搬費の実績変更対象経費（建設機械の運搬に要する費用）の割合：〇〇%

(2) 共通仮設費（率分）に占める準備費の実績変更対象経費（伐開・除根・除草に要する費用）の割合：〇〇%

3 受注者は、最終精算変更時点において、発注者が別に示す実績変更対象経費に関する内訳書（様式1。以下「内訳書」という。）を作成するとともに、内訳書に記載した計上額が証明できる書類（領収書、又は金額の妥当性を証明する金額計算書）を添付して監督職員に提出し、設計変更の内容について協議するものとする。

4 受注者の責めに帰すべき事由による増加費用と認められるものについては、設計変更の対象としない。

5 発注者は、実績変更対象経費の支出実績を踏まえて設計変更する場合、「土地改良事業等請負工事共通仮設費算定基準に基づき算出した額」から「内訳書に記載された共通仮設費（率分）の合計額」を差し引いた後、「3の証明書類において妥当性が確認できた費用」を加算して算出した金額を設計変更の対象とする。

6 発注者は、受注者から提出された資料に虚偽の申告があった場合、法的措置、指名停止等の措置を行う場合がある。

7 疑義が生じた場合は、受発注者間で協議するものとする。